

# 成田市建設工事適正化指導要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、成田市（以下「市」という。）が発注する建設工事の請負契約の適正化、元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立等に関し必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発展を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けて建設業を営む者をいう。
- (2) 特定建設業者 法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けた者をいう。
- (3) 元請業者 下請契約におけるすべての注文者をいう。
- (4) 下請業者 下請契約におけるすべての請負人をいう。
- (5) 営業所技術者 法第7条第2号に規定する営業所技術者をいう。
- (6) 特定営業所技術者 法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。
- (7) 主任技術者 法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。
- (8) 監理技術者 法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。
- (9) 監理技術者補佐 法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。
- (10) 連絡員 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第17条の2第1項第3号及び第17条の5台1項第3号に規定する監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を1年以上有する者に限る。）をいう。
- (11) 専門技術者 法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。
- (12) 特定専門工事 法第26条の3第2項に規定する特定専門工事をいう。
- (13) 市発注工事 市が発注するすべての工事をいう。
- (14) 工事担当課長 市発注工事の指導、監督等に関する事務を所掌する課等の長をいう。

## (書面による請負契約の締結)

第3条 市と建設業者との間における請負契約は、少なくとも法第19条各号に掲げる事項が

記載された工事請負契約書（工事請負契約約款を含む。）又はこれに準ずる書面により締結しなければならない。

- 2 元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結しなければならない。

(一括下請負の禁止)

第4条 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするかを問わず一括して他人に請け負わせてはならない。

- 2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

- 3 建設業者は、不必要的重層下請を行ってはならない。

(下請契約の締結の制限)

第5条 特定建設業者でなければ、その者が市から直接請け負った建設工事を施工するための次の各号のいずれかに該当する下請契約を締結してはならない。

- (1) 下請代金の額が1件で5,000万円以上（建築一式工事にあっては8,000万円以上）となる下請契約  
(2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が5,000万円以上（建築一式工事にあっては8,000万円以上）となる下請契約

- 2 元請業者は、次の各号に掲げる以外の建設工事を下請に出す場合は、建設業者以外の者と下請契約を締結してはならない。

- (1) 工事1件の請負代金の額が500万円（建築一式工事にあっては、1,500万円）に満たない工事

- (2) 建築一式工事のうち延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事

- 3 元請業者は、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条又は第3条の規定による指名停止中の者と下請契約を締結してはならない。

(技術者の適正な配置)

第6条 建設業者は、その請け負った建設工事の適正な施工を確保するため、当該工事現場に主任技術者を配置し、工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

- 2 市から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上（建築一式工事にあっては8,000万円

以上) になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

3 建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「政令」という。）第27条に定める建設工事においては、前二項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。この場合、主任技術者又は監理技術者は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとし、ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼任せず、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務のみ従事するものとする。

ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 当該建設工事が次のアからキまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合

ア 当該建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事にあっては2億円未満）となるものであること。

イ 同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、これらの者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間（片道に要する時間）が概ね2時間以内であること。

ウ 当該建設工事の全部又は一部にて締結される下請契約が規則第17条の2第1項第2号に規定する下請契約にまで限られること。

エ 当該建設工事を請け負った建設業者が、連絡員を当該工事現場においていること。

オ 当該工事現場の施工体制を、当該建設工事を請け負った建設業者の主任技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書（様式第14号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該工事現場に備えおくこと。

また、当該計画書は規則第28条第1項に規定する帳簿（規則第26条第6項の規定による記録が行われた同行のファイル又は電磁記録的記録媒体を含む。）の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。

キ 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報発信器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することは必要な環境が確保されていること。

(2) 当該建設工事の工事現場に、監理技術者補佐を専任で置く場合における監理技術者

4 前項ただし書の規定は、当該工事現場の数が、政令第30条に定める数を超えるときは、適用しない。

5 当該建設工事が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。

この場合、当該営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとする。

なお、第3項及び次の各号の併用をすることはできない。

(1) 政令第27条に該当する建設工事で次のアからカまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 当該建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事あっては2億円未満）となるものであること。

ウ 同一の営業所技術者等を置こうとする建設工事の工事現場と当該営業所との距離が、これらの者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、当該工事現場において災害、事故、その他の事象が発生した場合における営業所から当該工事現場との間の移動時間（片道に要する時間）がおおむね2時間以内であること。

エ 当該建設工事の全部又は一部に締結される下請け契約が規則第17条の2第1項第2号に規定する下請け契約にまでに限られること。

オ 当該建設工事を請け負った建設業者が、連絡員を当該工事現場に置いていること。

カ 当該工事現場の施工体制を、当該建設工事を請け負った建設業者の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

キ 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書（様式14号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該工事現場に備えおくこと。

また、当該計画書は規則第28号第1項に規定する帳簿（規則第26条第6項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間と同じ営業所で保存していること。

なお、規則第17条の2第1項第5号イからニまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する計画書への記載に代えることができる。

ク 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報発信器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが必要な環境が確保されていること。

(2) 政令第27条に該当しない建設工事で次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事である

こと。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

ウ 当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。

(3) 政令第27条に該当しない建設工事で第1号の要件をすべて満たす場合(前号の場合以外)

6 前項第1号の規定は、当該工事現場の数が、政令第34条に定める数を超えるときは、適用しない。

7 第3項に定める専任の監理技術者（同項各号及び第5項第1号に規定する特例監理技術者を含む。以下同じ）は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者で、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。

8 法第26条の3第3項から第8項の規定を満たしている場合において、特定専門工事の元請業者及び下請業者（建設業者である下請業者に限る。）は、その合意により、当該元請業者が当該特定専門工事につき置かなければならない主任技術者が、その行うべき職務と併せて、当該下請業者が置かなければならない主任技術者が行うべき職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請業者は、主任技術者を置くことを要しない。

#### (元請業者の義務)

第7条 元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、請負代金及び賃金の不払等を生じさせることのないよう十分指導するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 元請業者は、あらかじめ自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事を施工するための通常必要と認められる原価に満たない金額を下請代金の額とする下請契約を締結しないこと。

(2) 元請業者は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請業者に購入させてその利益を害しないこと。

(3) 元請業者は、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする下請契約を締結しないこと。

(4) 元請業者は、建設工事について、次に掲げる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、下請業者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のための必要な情報と併せて通知すること。

ア 地盤の沈下、地下埋設物による土壤の汚染その他の地中の状態に起因する事象

イ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

- (5) 元請け業者は、その請け負う建設工事について、次に掲げる事象であって、請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- ア 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰であって天災その他不可抗力により生じるもの。
- イ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であって天災その他不可抗力により生じるもの。
- (6) 元請け業者は、下請け業者から法第19条第1項第7号又は第8号の定めに従った工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更について協議の申し出を受けたときは、当該申し出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。
- (7) 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、下請業者の意見をきくこと。
- (8) 元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了すること。
- (9) 元請業者は、前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が当該建設工事の目的物の引渡しを申し出たときは、直ちにその申し出を受けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合は、この限りではない。
- (10) 元請業者は、当該元請業者について、法第24条の5で規定する違反行為があるとして、下請業者が知事にその事実を通報したことを理由として、取引の停止その他の不利益な取り扱いをしないこと。
- (11) 元請業者は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。
- (12) 市から直接工事を請け負った建設業者は、その工事におけるすべての下請業者に対して、この要綱に定める事項を遵守するように指導に努めること。

(建設工事の適正な施工の確保のための必要な措置)

第7条の2 特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備その他の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、当該特定建設業者が講ずる前項に規定する措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

#### (下請業者の選定)

第8条 元請業者は、下請業者の選定に当たっては、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関連企業との取引の状況等を的確に評価し、少なくとも次に掲げる事項の全てを満たしている優良な者を選定するよう努めるものとする。

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用しているものにあっては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (12) 現に事業の付属寄宿舎に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (13) 取引先企業に対する代金の不払を起こすおそれがないと認められること。

2 市と直接工事請負契約書を締結した建設業者は、同じ入札に参加した建設業者（いわゆる「相指名業者」）を下請業者として選定しないよう努めなければならない。

#### (施工体制の把握)

第9条 建設業者は、市から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するに下請契約を締結したときは、「施工体制台帳及び作業員名簿（様式第1号又はこれに準ずるもの）」並びに「施工体系図（様式第3号又はこれに準ずるもの）」を作成し、当該建

設工事の施工体制を的確に把握するものとする。

なお、規則第14条の2第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項が、(同条第2項各号に掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により)電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載及び添付資料に代えることができる。

- 2 前項の建設工事の下請業者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、「再下請負通知書及び作業員名簿（様式第2号又はこれに準ずるもの）」を作成し、前項の建設業者に書面により通知しなければならない。

なお、当該通知は、前項の建設業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。また、規則第14条の4第3項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもって規則第14条の4第3項に規定する添付書類に代えることができる。

- 3 前項の通知事項（添付書類を含む。）に変更があったときは、遅延なく、当該変更があった年月日を付記して、変更後の事項について、前項の例により通知しなければならない。

- 4 第2項において、一人親方（従業員を雇っていない個人事業主。以下同じ。）として下請業者と請負契約を結んでいるために雇用保険に加入していない作業員がいるときは、第1項の建設業者は下請業者に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳及び施工体系図を作成するものとする。

- 5 第1項の建設業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置き、その写しを市に提出しなければならない。

- 6 第1項の建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

なお、施工体系図の掲示については、国土交通省通知（施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和4年1月27日付け国不建第446号）の要件を満たした上で、デジタルサイネージ等ICT機器を活用して行うことができる。

- 7 第1項の建設業者は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、様式第4号又はこれに準ずる様式により書面にて通知しなければならない。

なお、当該通知は、規則第14条の3第5項で定めるところにより、当該下請業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

8 第2項の下請業者は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、  
様式第5号又はこれに準ずる様式により書面にて通知を行わなければならない。

なお、当該通知は、規則第14条の4第7項で定めるところにより、その請け負った建設  
工事を請け負わせた下請業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法により通知することができる。  
この場合において、当該下請業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

#### (下請代金の支払条件)

第10条 下請契約における下請代金の支払においては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、前払金の支払を受けたときは、下請業者に対しての資材の購入、労働者の  
募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。
- (2) 元請業者は、請負代金の出来形部分に対する支払又は、工事完成後における支払を受け  
たときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請業者に対し、その支払額に相  
応する下請代金を、元請代金の支払を受けた日から1か月以内で、かつ、できる限り短い  
期間内に支払うこと。
- (3) 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における下請業者が特定建設業者又  
は資本金の額が4,000万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金は、第  
7条第7号の申し出の日（同号の特約がされている場合にあっては、その一定の日）から  
起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において支払う  
こと。
- (4) 元請業者は、注文した下請工事に必要な資材を自己から購入させる場合は、正当な理由  
がないのに、その工事の下請代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わ  
せないこと。
- (5) 元請業者は、下請代金の支払をできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用するとき  
は、当該支払代金に占める現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本  
人負担分を含む）については現金払とすること。
- (6) 手形期間は、60日以内で、できる限り短い期間とすること。
- (7) 元請業者の都合により下請代金の支払を現金払から手形払に改め、又は手形期間を延長  
するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請業者の負担とすること。
- (8) 元請業者は、下請代金を手形で支払う場合は、一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ  
及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められ  
る手形は交付しないこと。

#### (雇用条件等の改善)

第11条 建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、別表に定める事項について措置するものとする。

2 市から直接工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律

(昭和51年法律第33号) 及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の遵守、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、その建設工事におけるすべての下請業者が同様の事項について措置を講ずるよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

3 市から直接工事を請け負った建設業者以外の元請業者は、前項の指導、助言その他の援助に関して協力するものとする。

(下請業者選定等の届出)

第12条 市発注工事を直接請け負った建設業者が、その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、工事担当課長が施工体制台帳及び施工体系図の記載事項を確認することができる措置を講じている場合を除き、下請業者との請負契約締結後2週間以内に下請業者選定通知書(様式第6号又はこれに準ずるもの)により施工体制台帳及び施工体系図を市長に提出しなければならない。

2 市発注工事を直接請け負った建設業者は、当該工事の主任技術者又は監理技術者を選任し、請負契約締結後原則として7日以内に主任技術者等選任通知書(様式第7号又はこれに準ずるもの)を市長に提出しなければならない。現場代理人、監理技術者補佐又は専門技術者を選任したときも同様とする。

3 第1項の届出事項(添付書類を含む。)に変更があったときは、下請業者変更届(様式第8号又はこれに準ずるもの)により、第2項の届出事項(添付書類を含む。)に変更があったときは、変更通知書(様式第9号又はこれに準ずるもの)により、当該建設業者は、2週間以内に市長に届出なければならない。

4 第1項の提出並びに第2項及び前項の届出(以下「市発注工事における届出等」という。)は、市長の承諾を得て、それぞれ、当該提出及び当該届出をすべき様式その他の書面を電磁的方法により提出し、及び届け出ができる。この場合において、当該建設業者は、当該書面による提出及び届出をしたものとみなす。また、市発注工事における届出等に係る添付書類がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもって当該添付書類に代えることができる。

(監督職員等)

第13条 市長は、市発注工事の施工状況等を監督する者（以下「監督職員」という。）を定め、速やかに当該工事を直接請け負った建設業者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。（様式第10号、様式第11号又はこれに準ずるもの）

（工事担当課長の措置）

第14条 工事担当課長は、第9条および第12条により、施工体制台帳、技術者の配置に係る届出および下請業者に係る届出を受理したときは、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、施工体制等点検表（様式第12号）に基づき施工体制等について点検しなければならない。

2 工事担当課長は、前項の点検のほか、市発注工事について公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第11条各号のいずれかに該当している疑いがあるときは、その状況について調査しなければならない。

3 工事担当課長は、前二項の点検及び調査の結果、点検事項に不適正又は一部不適正がある場合には、速やかに調査報告書（様式第13号）により当該工事の主管部長に報告のうえ、契約担当課長にその写しを送付するものとする。

（不正事実の申告等）

第15条 市が発注する建設工事に係る建設業を営む者に、この要綱に違反する事実があるときは、その工事の主管部長は、市長に対し、その事実を申告し、適正な措置をとるべきことを求めることができる。

2 市長は、前項の申告を受けたときは、必要に応じ、その事実を速やかに調査して違反の是正等の必要な措置を講ずるものとする。

（指導・勧告等）

第16条 市長は、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を図るため、この要綱に違反した建設業者に対し必要があると認められるときは、次の各号に定める措置を行うものとする。

- (1) この要綱に違反した建設業を営むものに対して、必要な指導、助言及び勧告を行うものとする。
- (2) 市の入札参加資格業者が前号の規定による指導若しくは勧告に従わないとき、又は第12条に規定する届出事項に虚偽の記載等があったときは、市発注工事の指名の際に考慮するものとする。

(工事実績情報の登録)

第17条 請負代金の額が500万円以上の市発注工事を直接請け負った建設業者は、当該工事が準拠する仕様書等に基づき、工事実績情報システム（CORINS）への登録を行わなければならない。

(準用規定)

第18条 この要綱に定めのない事項は、千葉県建設工事適正化指導要綱（昭和54年4月1日制定）等に関する基準等を準用できるものとする。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年5月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月14日から施行する。

別表（第11条関係）

<雇用・労働条件の改善>

(1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、

雇用に関する文書の交付を行うこと。

- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあっては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

<安全・衛生の確保>

- (6) 労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についていた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7) 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び市から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

<社会保険の加入>

- (8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険・厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険・国民年金に加入するよう指導に努めること。
- (9) 法定福利費を必要経費として適正に確保すること。特に、元請業者においては、下請業者との契約に当たって、法定福利費が内訳明示された見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書）の提出を見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること。また、下請業者においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請業者に対して提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社の技能労働者を必要な保険に加入させること。

<福祉の充実>

- (10) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遗漏のないよう努めること。
- (11) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- (12) 常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。なお、他の建設労働者に対しても、健康診断を行うよう努めること。

<福利厚生施設の整備>

- (13) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関する規定を遵守すること。

(14) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、市から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。

<技術及び技能の向上>

(15) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

(16) 建設労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払いその他の労働者の適切な待遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めること。

<適正な雇用管理>

(17) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

(18) 建設労働者の募集は適法に行うこと。

(19) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人に就労させないこと。

<その他>

(20) 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。